備考）1　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。
①防爆型のもの
②耐熱型のもの
③防じん構造のもの
④耐食型のもの
⑤車両その他の輸送機関用に設計されたもの
⑥40形未満の蛍光ランプを使用するものであって、壁掛け形又は施設用つり下げ形若しくはじか付け形のもの
⑦鉱工業用機械用に設計されたもの
⑧家具用に設計されたもの
⑨さし込み口金及び蛍光ランプ用安定器が構造上一体となったもの
⑩蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの
2　G23口金に対応する安定器内蔵コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンドについては、判断の基準②を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。
3　特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
4　特定の化学物質の含有率基準値は、ＪＩＳ　C0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A．1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とする。また、同基準値を超える含有が許容される項目については、上記ＪＩＳの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはＪＩＳ　C0950：2008に準ずるものとする。
5　本項の「ＬＥＤ照明器具」とは、照明用白色ＬＥＤを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形及び卓上スタンドとして使用する器具とする。ただし、従来の蛍光ランプと構造的に互換性を有するＬＥＤランプを装着するための照明器具については、当面の間、対象外とする。
6　本項のＬＥＤ照明器具の「ＬＥＤ照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする（定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。）。
7　本項のＬＥＤ照明器具の「ＬＥＤモジュール寿命」とは、光源の初期の光束が70％まで減衰するまでの時間とする。
8　ＬＥＤ照明器具の配光測定方法については、ＪＩＳ　C8105―3：2006「照明器具第3部：性能要求事項通則」の附属書に準ずるものとする。
9　本項の「ＬＥＤを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するＬＥＤ光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。
10　本項のＬＥＤを光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が50％まで減衰するまでの時間とする。
11　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
12　調達を行う各機関は、ＬＥＤ照明器具の調達に当たって、現段階においてＪＩＳ規格が検討中であることを踏まえ、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。
13　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表　蛍光灯器具に係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
使用用途	蛍光ランプの形状	蛍光ランプの大きさ	
施設用	直管形のもの又はコンパクト形のもののうち２本管形のもの	蛍光ランプの大きさの区分が86以上の蛍光ランプを使用するもの	100.8
		蛍光ランプの大きさの区分が86未満の蛍光ランプを使用するもの	100.5
	コンパクト形のもののうち２本管形以外の		61.6
家庭用	環形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70以上のもの（蛍光ランプの大きさの区分が20の直管形蛍光ランプを使用するものを除く）	91.6
		使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70未満のもの又は蛍光ランプの大きさ区分の総和が70以上のものであって蛍光ランプの大きさが20の直管形蛍光ランプを使用するもの	78.1
卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの		70.8

備考）1　「蛍光ランプの大きさの区分」とは、直管形蛍光ランプのうち、高周波点灯専用形蛍光ランプにあってはＪＩＳ　C7617―2の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、それ以外のものにあってはＪＩＳ　C7617―2の2.3.1に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光ランプ又は環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあってはＪＩＳ　C7618―2の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用形蛍光ランプ以外の環形蛍光ランプにあってはＪＩＳ　C7618―2の2.3.1に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光ランプにあっては定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光ランプのうち高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。
2　エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第54号（平成22年３月19日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。

⑵　目標の立て方
当該年度の品目ごとの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10―2　ランプ

⑴　品目及び判断の基準等

蛍光ランプ（直管型：大きさの区分40形蛍光ランプ）	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①高周波点灯専用形（Hf）であること。 ②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率は、ランプ効率で85lm／W以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。